

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・
農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市
町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和八年九月十六日

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課、経済産業省イ
ノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬
産業振興企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対
策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）